

第二章 各論

第1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項

1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

(1) 感染症発生動向調査

ア 情報の収集、分析及び公表

本市は、感染症発生動向調査を適切に実施し、大阪府と相互に連携しながら、感染症に関する情報を収集及び分析するとともに、市民等及び医師等医療関係者に対して感染症に関する情報を公表する体制を整備する。

また、病原体に関する情報の収集及び分析については、地方衛生研究所等と連携し、実施する。

イ 感染症の届出の周知徹底等

本市は、医師会及び豊中市病院連絡協議会等の病院関係団体等を通じて、感染症法第12条に規定する届出の義務について医療機関の医師に周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、調査に協力を得られる体制を整備する。

また、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策に活かすため、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関に対し、電磁的方法による届出等の義務や、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による報告の義務について周知するとともに、その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用について周知する。

特に、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、感染症法に基づき、健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要がある。また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、本市は、医師から市長への届出について、迅速かつ正確な情報の集約に向けた体制整備に努める。

二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症についても同様に、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、本市は、感染症法第14条に規定する指定届出機関から市長への届出について、迅速かつ正確な情報の集約に向けた体制整備に努める。

ウ 定点医療機関（指定届出機関）及び病原体の提出医療機関等（指定提出機関）の確保等

本市は、感染症法第 14 条に規定する指定届出機関及び同法第 14 条の 2 で定める指定提出機関については、定量的な感染症の種別ごとのり患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向を正確に把握できるよう、医師会等と協力して整備を進める。

エ その他

感染症法第 13 条の規定による届出を受けた市長は、当該届出に係る動物等が感染症を人に感染させることを防止するため、感染症対策部門、環境衛生部門、動物衛生部門等が大阪健康安全基盤研究所や動物等取扱業者の指導を行う機関等と連携し、速やかに積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講じる。

(2) 感染症対策部門と各関係部門・機関との連携

ア 食品衛生部門との連携

飲食に起因する感染症（食品媒介感染症）の予防を効果的に行うために、食品衛生部門が主体となって、食中毒対策の一環として給食施設等への監視、指導及び検査に努める。二次感染によるまん延の防止等の情報の公開や指導については、感染症対策部門が主体となるとともに、各部門相互の連携を図りながら対策を講じる。

イ 環境衛生部門との連携

感染症対策部門は、ねずみ族、昆虫等を介する感染症の発生を予防するため、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠（そ）及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供等について、環境衛生部門と連携し、対策を講じる。また、水や空調設備を介する感染症の発生を予防するため、施設の衛生管理対策等に係る施設管理者や関係業種への指導等についても、環境衛生部門と連携し、対策を講じる。

さらに、平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠（そ）及び防虫については、地域の実情を考慮した上で実施する。また、これを行うに当たっては、過剰な消毒、駆除とならないよう配慮する。

ウ 動物衛生部門との連携

感染症対策部門は、積極的疫学調査の一環として、動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査）による情報収集のため、動物衛生部門、環境衛生部門、大阪健康安全基盤研究所や動物等取扱業者の指導を行う機関等と連携し、調査に必要な体制を確保する。

動物由来感染症の予防及びまん延の防止のため、本市の感染症対策部門及び動物衛生部門は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、感染症法第 13 条及び狂犬病予防法に規定する届出の義務について周知を行うとともに、

ワンヘルス・アプローチ（人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと）に基づき、医師会や獣医師会等の関係団体等と情報交換を行うこと等により連携を図り、市民等に対して情報提供を進める。

また、感染症対策部門は、環境衛生部門、動物衛生部門、動物等取扱業者の指導を行う機関等と連携し、対策を講じるよう努める。

エ 検疫所との連携

本市は、平時より都道府県連携協議会等を活用し、検疫所との連携体制を構築する。

オ 関係機関及び関係団体との連携

感染症対策部門は、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、医療関係団体、大阪健康安全基盤研究所、学校、高齢者施設等関係団体等、企業等の関係機関をはじめ、国や他の地方公共団体との連携を図る。

特に、大阪府においては、都道府県連携協議会等を活用し、感染症を含む各分野の専門家や医療関係団体からの助言を得る等しながら、感染症対策を進める。

(3) 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策として重要である。そのため、本市は、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、積極的に予防接種を推進するとともに、市民に対し予防接種が受けられる場所等についての情報を積極的に提供する。

2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

(1) 情報提供等

ア 患者情報等の公表

患者情報等の公表は、市民等に情報を公表することによって達成する行政目的及び市民等の利益と、非公開とすることによって保護する個人情報等と比較衡量して対応する。

特に、一類感染症及び新興感染症については、「大阪府・保健所設置市等感染症連携会議」等を通じて、公表内容について協議の上、大阪府で一元的に公表する（図表4）。

患者情報等の公表に当たっては、感染症分類ごとに定めたものに従い公表するが、食中毒の可能性を否定できない事例については、食品衛生部門と連携して公表する。発生动向調査の結果については、大阪府感染症情報センターで一元的に公表する。

図表4 患者情報の一元化（イメージ図）



イ 大阪府への情報提供等

市長は、新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の公表に関し、当該情報に関する市民等の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、大阪府知事の求めに対し必要な情報を提供する。また、市長は当該協力に必要なと認めるときは、大阪府知事に対し、個人情報の保護に留意の上、患者数及び患者の居住地域等の情報を求める。

(2) 積極的疫学調査の実施

ア 積極的疫学調査の実施

本市は、以下の場合に積極的疫学調査を的確に行う。

- ①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合
- ②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合
- ③国内で発生していない感染症であって、国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合
- ④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ⑤その他市が必要と認める場合

イ 積極的疫学調査の実施手法等

本市は、積極的疫学調査の実施に当たっては、対象者の協力が得られるよう、その趣旨をよく説明し、理解を得ることに努めるとともに、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、正当な理由なく積極的疫学調査に応じない場合には、指示、罰則の対象となることを、人権に配慮し、あらかじめ丁寧に説明する。

また、積極的疫学調査の実施に当たり、大阪健康安全基盤研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等と連携を図り、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を得ながら、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進める。

さらに、他の都道府県等から協力の求めがあった場合は、必要な支援を積極的に行うとともに、緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、国と連携をとりながら必要な情報の収集を行う。

なお、国の医療 DX 推進による感染症発生動向調査の情報基盤整備に併せて、国又は他の都道府県等に対する発生届及び積極的疫学調査に関する情報の報告等について、電磁的方法により行う体制を整備する。

(3) 対人措置の実施

ア 健康診断等における手続等

本市は、検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院勧告又は措置の適用に当たって、対象となる患者等に感染症の発生及びまん延に関する情報を提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限にとどめるとともに、審査請求に係る教示等の手続及び感染症法に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。

なお、就業制限や入院勧告又は措置の適用に当たっては、感染症の診査に関する協議会において、感染症のまん延防止の観点から感染症に関する専門的な判断とともに、患者等への医療及び人権の尊重の視点も踏まえて審議等を行う。このため、市長は、感染症の診査に関する協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮し、地域の実情に即して広範に人選を行う。

イ 検体の採取等

本市は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者を対象とし、検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置を行う。

ウ 健康診断

本市は、健康診断の勧告等について、病原体の感染経路その他の事情を十分考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とするとともに、必要に応じて当該感染症に関する情報の公表を的確に行うことにより、市民等が自発的に健康診断を受けるよう勧奨する。

エ 就業制限

就業制限について、その対象者の判断に基づく自発的な休暇や、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することを基本とし、本市は、対象者やその他の関係者に対し、このことの周知を図る。

オ 入院勧告

本市は、入院勧告を行う際、職員から患者等に対して入院の理由はもちろんのこと、退院請求や審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め、口頭により十分な説明を行い、患者等の同意に基づいた入院を促す。

また、入院勧告等の実施後、講じられた措置の内容や提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行うとともに、入院後は、感染症法第 24 条の 2 に基づく処遇についての本市に対する苦情の申出について、その内容の聞き取りを行うなど適切に対応するとともに、医師の十分な説明やカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療機関に要請する。

入院勧告等に係る患者等が感染症法第 22 条に基づく退院請求を行った場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうか等の確認を速やかに行う。

(4) 対物措置の実施

本市は、個人や団体の所有物に対する、消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、物件に対する廃棄等の措置、建物への立ち入り制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置は、所有者の権利に配慮し必要最小限にとどめるとともに、可能な限り関係者の理解を得ながら実施する。

(5) 感染症対策部門と各関係部門・機関との連携

ア 食品衛生部門との連携

食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、食品衛生部門と感染症対策部門が相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行う。食品媒介感染症であると判明した場合には、食品衛生部門にあっては、感染の拡大を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、原因施設の営業停止等の行政措置を行うとともに、必要に応じ、消毒等の指導を行う。

また、二次感染によるまん延を防止するため、感染症対策部門において感染症に関す

る情報の公表その他必要な措置を講じる。原因となる食品等の究明については、本市は、大阪健康安全基盤研究所、国立試験研究機関等と連携して対応する。

イ 環境衛生部門との連携

水や空調設備、ねずみ族、昆虫等を介した感染症のまん延の防止のため、感染症対策部門は、環境衛生部門と連携して対応する。

特にレジオネラ症患者が発生した場合は、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」等も踏まえ、感染症対策部門が患者・家族に対して感染源特定のための聞き取り調査を実施する。その際、環境衛生部門は、感染源の特定のため必要に応じて同行するなど、感染症対策部門と連携して調査を行う。公衆浴場、旅館業やプール等において、その施設が感染源として疑われるときは、環境衛生部門が直ちに施設に対する調査指導等を行い、被害拡大の防止を図る。

また、社会福祉施設の入浴設備等が感染源として疑われるときは、感染症対策部門及び環境衛生部門、福祉部門とが連携して対応し、環境衛生部門においては、当該施設に対する助言等を行い、被害拡大の防止を図る。

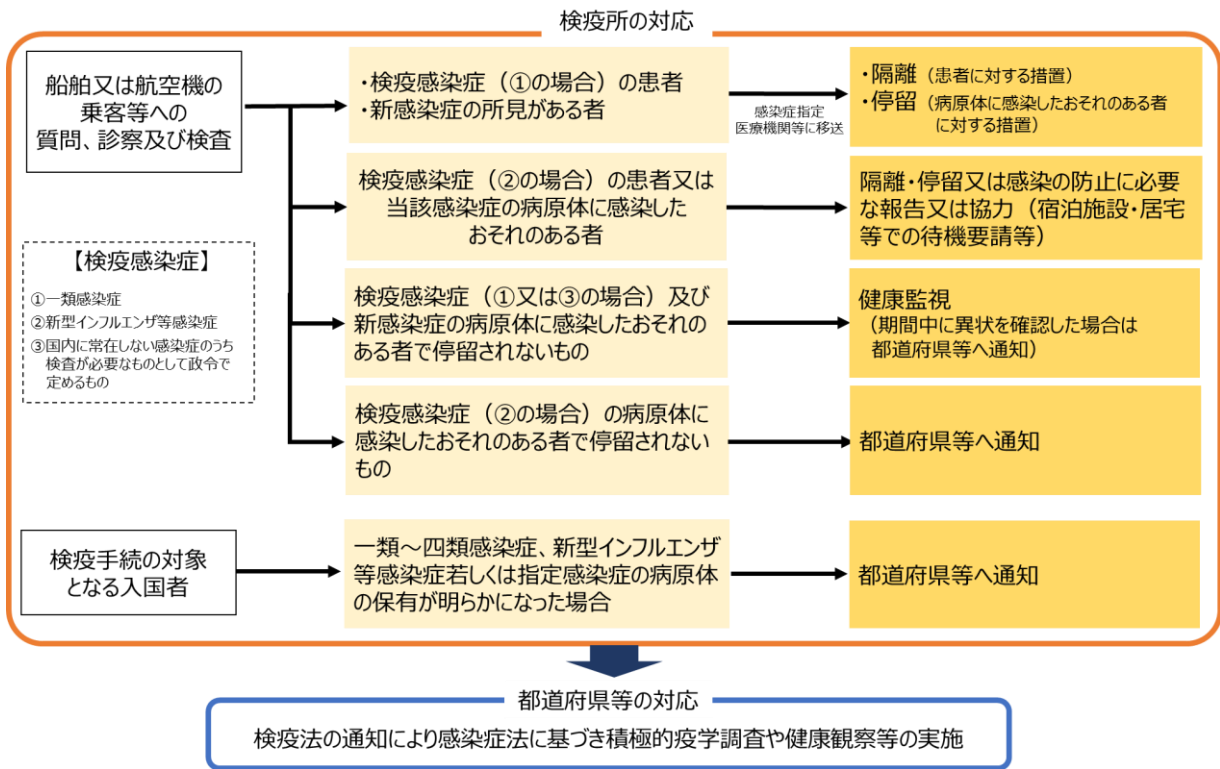
ウ 動物衛生部門との連携

鳥インフルエンザや狂犬病等の動物由来感染症が発生した場合には、動物の移動経路の調査や感染動物の隔離、飼主等に対する飼育や衛生に関する指導等の対策について、感染症対策部門と動物衛生部門をはじめとする庁内外の関係機関が連携して対応する。

エ 検疫所との連携

本市は、検疫手続きの対象となる入国者について、検疫所より、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の病原体の保有が明らかになった旨の報告を受けた場合又は検疫感染症及び新感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されない入国者の健康状態に異状のある旨の報告を受けた場合には、検疫所と連携し、感染症のまん延の防止のための必要な措置を講ずる（図表 5）。

図表5 検疫感染症に係る検疫所及び都道府県等の対応



オ 関係機関及び関係団体との連携

本市は、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応ができるよう、国や他の地方公共団体、医療関係団体等との連携体制を構築する。

また、都道府県連携協議会等を活用し、感染症を含む各分野の専門家や医療関係団体からの助言を得る等しながら、感染症対策を進める。

(6) 予防接種

感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、必要に応じ、本市は、予防接種法第6条に基づく国又は大阪府からの指示により、臨時に市民に予防接種を行う。また、国又は大阪府の方針を踏まえ、関係機関との連携等により予防接種業務を担う人材を確保する等、臨時の予防接種が適切に行われるよう接種体制の構築を図るとともに、市民に対し、予防接種に関する正しい情報について周知する。

第2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

本市における感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門、動物衛生部門が、大阪健康安全基盤研究所等と連携を図りつつ、計画的に取り組む。

特に、調査及び研究の推進に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用により、その地域に特徴的な感染症の発生の動向、その対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組みを行う。

また、保健所が地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たせるよう、大阪健康安全基盤研究所等との連携の下に、感染症対策に必要な情報の収集、疫学的な調査、分析及び研究を行う。

ア 感染症指定医療機関の取組み

感染症指定医療機関は、新興感染症の対応を行い、知見の収集及び分析を行う。

また、本市は、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策に活かすため、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関に対し、電磁的方法による届出等の義務や、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による報告の義務について周知するとともに、その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用について周知する。

イ 関係各機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、国立感染症研究所、大学研究機関、地方衛生研究所等をはじめとする関係研究機関等が相互に連携を図り、行う。

第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(1) 本市の取組み

本市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、都道府県連携協議会等を活用し、大阪健康安全基盤研究所等における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、それぞれの連携を図るとともに、検体搬入も含めた手順等についてあらかじめ定めておく。

また、本市は、地方衛生研究所を有する大阪府や近隣府県等との連携を確保すること等により、試験検査に必要な対応を行う。

検査部門は、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上を図るとともに、国立感染症研究所等の検査手法を活用し検査実務を行うほか、大阪健康安全基盤研究所等と連携して、迅速かつ適確に検査を実施する。

なお、大阪府は、新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、民間検査機関又は医療機関との検査措置協定により、平時から計画的に準備する。

図表6 本市における検査の実施能力及び検査機器の数

	対応開始時期（目途）別目標値	
	流行初期期間（発生等の公表後3か月程度）のうち1か月以内	流行初期期間経過後（発生等の公表後から6か月程度以内）
検査の実施能力	20件/日	20件/日
検査機器数	1台	1台

【参考】大阪府内における検査の実施能力及び検査機器の数（総数）

	対応開始時期（日途）別目標値	
	流行初期期間（発生等の公表後3か月程度）のうち1か月以内	流行初期期間経過後（発生等の公表後から6か月程度以内）
検査の実施能力	26,106 件/日	68,793 件/日
地方衛生研究所（※1）及び保健所等	1,338 件/日	1,288 件/日
医療機関	12,818 件/日	16,225 件/日
民間検査機関等（※2）	11,950 件/日	51,280 件/日
地方衛生研究所等の検査機器数	21 台	21 台

（※1）大阪健康安全基盤研究所における検査の実施能力及び検査機器数

流行初期期間のうち1か月以内：540件（9台）、流行初期期間経過後：540件（9台）

（※2）協議の結果、全国から受託することから、各都道府県との数値入り協定を締結することができず、定性的な協定を締結することとなった民間検査機関においては、当該機関が保有する検査実施能力（全国から受託可能な検査実施能力）を計上。

（参考）第二種協定指定医療機関（発熱外来）における1日の対応可能人数は、流行初期期間が19,178人、流行初期期間経過後が24,924人

（2） 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

本市は、感染症の病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できる体制を整備する。

（3） 関係機関及び関係団体との連携

本市は、病原体等の情報の収集に当たって、医師会及び豊中市病院連絡協議会等の病院関係団体等や民間検査機関等と連携を図りながら進める。特別な技術が必要とされる病原体の検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関、大阪健康安全基盤研究所等が相互に連携を図って実施する。